

第三者評価結果

事業所名：ぶどうの実平間園

A-1 保育内容

A-1- (1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育所の保育理念や保育方針、保育目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて法人が作成しています。保育全体計画（ぶどうスタイルの保育×保育所保育指針）と全体的な計画（生活、活動・遊び、異年齢保育、就学に向けてなど具体的に記載）を作成しています。職員は、カリキュラム会議で全体的な計画を基に作成した各種計画の評価・見直しをしています。その際の話し合いで意見があれば園長がまとめています。全体的な計画は、法人が定期的に振り返りの評価を行っています。今後は、法人作成の全体的な計画を基に、園の地域の実態や地域との連携などを職員間で話し合い、園の独自性を加味するとを期待します。</p>	
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>施設は、エアコンや空気清浄機を使用し、換気をこまめに実施し、温度・湿度など常に適切な状態を維持しています。さらに、熱中症予防の暑さ指数計や感染症予防の二酸化炭素濃度計を設置して健康管理を行っています。保育室はワンルームで低い棚や柵などで仕切られ、採光があり、子どもが心地よく過ごせる環境になっています。殺菌・消毒の手順に沿って清掃や消毒を行っています。また、殺菌庫を用いて玩具やコップ、歯ブラシ、子ども用椅子等の消毒を毎日実施しています。1歳児からコット（簡易ベッド）を使用し、毎週カバー交換と共に拭き掃除を行っています。発達に応じた家具を使用し、子どもの成長に応じて環境設定を随時見直しています。子どもの発達や活動内容にあわせて可動式の棚やサークル、マットなどを利用して一人ひとりの子どもがくつろいで、少人数で落ち着いて遊べるよう工夫しています。食事や睡眠など空間を分け、心地よい生活空間を確保しています。手洗い場やトイレは明るく、子どもが利用しやすい動線になっています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>入園時の個別面談で家庭状況や子どもの様子を聞き、園での子どもの様子や特性を善く観察し、年齢だけでなく今の発達の状況を尊重した保育を実施しています。保育方針の「勇気づけの保育」「裁かない保育」「見守る保育」を実践していて、子どもの気持ちを受け止め、子どもは受け止めてもらったことで安心して自分の気持ちを表現できるよう援助しています。応答的な関わりを実践して、表情や仕草で子どもの気持ちを汲み取り、子どものサインを見逃さないようにしています。子どもの欲求は、「自己主張はスバラシイ！」として、子どもの気持ちを理解し、肯定的に受け止めて対応しています。保育士は子どもが安心できるよう信頼関係を築き、保育目標「一人ひとりを大切にする子ども主体の保育」や方針などの考えを常に意識して保育にあたっています。職員は、子どもたちにせかず言葉や制止させる言葉などは使わず、ゆったり待つ姿勢で、子どもが分かりやすい言葉で、おだやかに話しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮しています。食事や排泄、着替えなどの場面で個々の子どもの発達状況に応じて援助しています。子どもが自分でやろうとする気持ちを大切に、手を出し過ぎず、子どもの「したい」「したくない」を尊重し、職員間で共通認識を持って、見守るよう努めています。習得にあたっては、子どもの意思を尊重して声かけし、日々の積み重ねが習得に繋がるよう働きかけています。一日の生活リズムのなかで活動と休息のバランスが保たれるよう、子どもの状態に応じて対応しています。子どもが自分で行えるようなやり方を伝え援助し、自分でやることの大切さを理解できるよう働きかけ見守っています。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 保育室は、子どもが興味関心を持って好きな遊びを自ら選択できるよう、玩具や教材を用意し、環境を整備しています。配置や玩具を用いた環境設定は、子どもにとって良い状況を作るよう常に検討し話し合っています。園は、自分のやりたい事を選んで遊び「子どもが選んで自分で決める」として、子どもが自発性を発揮できるよう援助しています。遊びの中には身体を使って遊ぶコーナーを設け、また、幼児クラスは子どもが目的を持って公園を選び、身体を動かして遊んでいます。気候が良くなると午前だけでなく午睡後も戸外活動に出かけます。4・5歳児のプロジェクトや5歳児の「つながり隊」など友だちと協同して活動できる取組を援助しています。散歩時の交通ルールや公共交通機関を使って出かける際の社会的ルールを学んでいます。地域の人たちと接する機会として、ハロウィンでのお菓子配りや自治会と一緒に地域のゴミ拾い、緑道に花を植える取組にも参加しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	
<p><コメント> 非該当</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 子どもの気持ちを受け止め、主体性を尊重しています。保育士は、子どもが自分の気持ちを伝えられるよう、心地よい関係性を築くよう努めています。子どもの様子を見守り、声かけしたり勇気づけたりして、できた喜びが自信に繋がるよう援助しています。探索活動は、安全に活動できる環境に配慮しています。子どもが興味を持って、楽しいと思える環境を設定して、自発的な活動ができるよう努めています。「自己主張はスバラシイ!」として、子どもの自我の育ちを受け止め、子どもが自分の思いをあらわし、やりたい気持ちを大切に関わっています。子どもの状況や年齢に応じて、相互の気持ちを代弁するなど友だちとの関わりの仲立ちをしています。行事や保育活動で異年齢の子どもと関わりを持ち、保育参加では保育士以外の大人と関わる機会を持っています。一日の生活の継続を考慮した保育園向けアプリの連絡帳機能を用いて家庭と連携を図り、日々の保育に活かしています。おむつからパンツへの移行に関しては、保護者と連携して個別に対応しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳児以上の保育に関しては、コーナー保育を実施して子ども自身が興味のある遊び、好きな遊びを選んだり、友だちと遊びを工夫して楽しんでいます。子どもが友だちと協力して楽しめるルールのある遊びを取り入れています。また4・5歳児は、海賊や忍者などのテーマを持ったプロジェクト保育に取組んだり、5歳児は法人6園の年長児と「つながり隊」を作り、「街をつくろう」「ぶどうレインボータウン」や社会貢献プロジェクトで友だちと協力して一つのことをやり遂げる活動をしています。園は異年齢保育を行っていて、年上の子どもへの憧れや年下の子どもへのいたわりなど、子ども自身が将来の見通しを持てる取組をしています。また、保育士は月曜日の朝の会後に週案を示して、子どもたちに今週何をしたいか聞き、子どもは輪になって順に発言をするなど、子どもが自分の言葉で発言できる機会を設けて、自分の考えを言葉にするよう援助しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園は、バリアフリー構造となっていて、多機能トイレは備えていませんが、必要に応じて個別に対応する用意はあります。障害のある子どもの状況に配慮した個別指導計画は、クラス活動と関連して子どもがどのように関わることができるか考慮して計画しています。どの子どもも同じ子ども同士として関わり、互いに分け隔てない安心して生活のできる環境の整備に取組んでいます。保護者とは、面談などで連携を密にしています。必要に応じて、川崎市中央療育センターなどと連携を図り、相談や助言を受けています。職員は、障害児保育の研修を受講して職員間で情報共有しています。また、法人では発達特性についての「マオポポ」事業部があり、学ぶ機会を設けています。保護者には、行政からのパンフレットで情報を伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画「長時間保育」の項目に「ゆったりとした環境を設定し、大人もそばに寄り添いながら安心した雰囲気の中で、一日の疲れを癒し、甘えを受け止めて過ごせるよう配慮する」と記載しています。子どもの体調や様子を見ながら一人ひとりの子どもの状況に応じて対応しています。異年齢で遊んだりして楽しめるよう環境を工夫しています。夕方は、固定した職員で安心して過ごすことができます。在園時間や生活リズムに配慮して希望者に夕食を提供しています。全職員が一人ひとりの子どもの状況を把握するために、情報伝達等を丁寧に行っています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	b
--	---

<コメント>

全体的な計画や5歳児年間指導計画に小学校との連携や就学に関連する事項を記載し、それに基づいた保育を行っています。子どもには、小学校で作成したDVDを視聴して小学校のイメージを持てるようにしたり、小学校見学をして校内見学や授業見学をしています。保護者には、保護者会で小学校教員の話伝えたり、小学校就学児童がいる家庭に情報を聞いたりする機会を持ち、就学まで子どもが自分で出来るように家庭でも見守って欲しいと伝えています。就学に向けた小学校との連携は、コロナ禍で小学校からの電話で子どもの様子を伝えるに止まっていて、小学校教員との研修や地域の連絡会を設けるなどの取組が期待されます。5歳児担任が保育所児童保育要録を作成し、園長が確認しています。

<p>A-1-(3) 健康管理 【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	第三者評価結果 a
--	--------------

<コメント>

子どもの健康に関するマニュアルを整備し、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握しています。日々の観察を丁寧に行い、いつもと違うことを重視して見守っています。また、子どもの健康観察を園と保護者と共にしたいとして、保育園向けアプリの個別連絡を活用して体調報告を行っています。子どもの体調悪化やけがは、必要に応じて保護者に状況を伝え、湿疹やけがの様子を写真に撮って報告しています。「健康管理保健年間計画」を作成しています。子どもの健康状態は担任が「保健日誌」に記入し、職員に周知しています。既往症や予防接種などの新たな情報は、「すこやか手帳」にその都度保護者に追加記入してもらっています。保護者には、保健だよりや園だよりを通して、子どもの健康に関する取組や情報を伝えています。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知して、必要な取組を行っています。保護者には、入園説明会などでSIDS対策として仰向け寝を徹底していることを伝えています。

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
--	---

<コメント>

1歳児は2か月に1回、2～5歳児は年3回の健康診断と年1回の歯科健診が行われ、結果は記録して職員間で共有しています。保護者には、毎月の身体測定の結果と共に「すこやか手帳」に記入して伝え、園と家庭とで共に健康管理を行っています。嘱託医とは、日頃から地域で流行っている感染症などの情報提供と助言を受け、子どものけがの対応など随時相談できる関係性を持っています。歯科健診の結果を受け、うがいや歯みがき指導を行っています。

<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対して「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じた適切な対応をしています。食物アレルギーについては、医師の意見書を基に、川崎市指定の除去申請書を川崎市健康審査会に提出して対応しています。担当を付けて食事を行い、除去食の無い日も、同じトレイを使用し、常に決まった同じ行動をするよう心掛けています。保護者とは連携を密にして対応しています。食事の提供の相違についてどの子どもにもわかるように具体的に伝え、理解を得るようにしています。職員は、キャリアアップで食育・アレルギーの研修を受け、職員間で情報共有しています。園の食物アレルギーについての取組は「入園のしおり」を用いて入園説明会で伝えています。

<p>A-1-(4) 食事 【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	第三者評価結果 a
--	--------------

<コメント>

各年齢ごとの年間指導計画に食育の項を設け、食に関する豊かな経験ができるよう取組んでいます。「ぶどう食生活8か条」に『食事はたのしく』を掲げ、楽しく、落ち着いて食事がとれるよう声掛け等を行っています。また、子どもの発達に合わせて食事の援助を個別に行っています。食具は子どもの手の幅にあった食具を使用し、重さがあり安定した陶器でスプーンですくいやすい食器を用いています。幼児は配膳を行い、子どもが自分で量を選べるようにしています。完食を目指すのではなく、個々が楽しく食べることを大事にしています。食育ボードを活用して『食べたら血になるよ、元気になるよ』など知識として伝え、子どもが食べたから見逃さず声掛けして励ましています。食育では、給食食材の紹介をし、子どもたちは旬の食材に触れたり、おにぎりを作ったり、栽培した野菜を給食室で調理してもらうなど様々な体験をしています。保護者には「給食だより」を通じて「身体と心の栄養」やレシピ、各地の郷土料理を紹介して取組を伝えています。

<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 調理室はカウンターを挟んで保育室と接していて、子どもたちは調理の様子を、調理員は食事の様子を見ることができます。和食を基本に、沢山の食材に触れるよう毎日違う献立を系列園の栄養士が持ち回りで作成しています。季節感を大切に産地の明確な旬の食材を使い、季節の行事に合わせた献立や各地の郷土料理を取り入れています。会議や日々の保育士からの意見などで喫食状況や嗜好状況を把握し、毎日の残食記録や検食簿から調理の工夫に反映しています。栄養士は、子どものクラスをまわって食事の様子をみたり、郷土料理の提供の日は、子どもに話をしています。また、幼児クラスは、毎月の食育で三色食品群などの栄養の話やクッキングなどを通して話しをする機会を持っています。給食室の衛生管理は「衛生管理マニュアル」に沿って、適切に対応しています。更に、HACCP（衛生管理手法）に基づいて温度管理を徹底して記録しています。</p>	

A-2 子育て支援

<p>A-2-(1) 家庭と緊密な連携</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 登園時に家庭での様子を聞き、降園時にその日の子どもの様子を伝え、保護者と日常的な情報交換をしています。乳児クラスは、保育園向けアプリの個別連絡帳を用いて情報交換をしています。気になる時は園から個別連絡をし、保護者と情報共有しています。幼児クラスは、記入の有無は自由ですが、保育園向けアプリの連絡帳を開放して体調連絡や相談に応じています。年3回の保護者会で保育の意図や保育内容について話し合っています。また、園だよりでも日々の保育の内容や取組を伝えています。さらに、子どもの園生活の様子や発達の理解に繋がる保育参加を勧めています。保育の様子を写したクラスフォトや保育園向けアプリを用いて活動や取組む過程が伝わるよう配慮して、園と家庭とで子どもの成長が共有できるように支援しています。個別面談など保護者との相談内容は、個人ファイルに記録しています。</p>	
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園は、入園のしおり『◎保育園と保護者との連携について』の中で「みんなで子育て」をモットーに相互に信頼しあえる関係の構築が大切としています。職員は、毎日の送迎時に保護者に声かけして、コミュニケーションをとり、日頃から保護者と信頼関係を築くよう心掛けています。また、決まったことや細かな事等を情報開示して隠すことなく早めに伝えるよう努めています。保護者からの相談は随時応じていて、個々の事情に配慮して保護者の都合に合わせて相談に応じ、プライバシーが守られ落ち着いて話ができる別棟の場所を用意して対応しています。また、園からも普段の子どもの状況と違いがあれば声かけし、保育園向けアプリを用いて情報交換しています。相談内容は面談記録に記録し、情報を共有しています。相談を受けた職員が適切に対応できるよう、園長から助言を受けられる体制になっています。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 職員は、朝の受け入れ時の観察や着替えの際の観察など、状況の把握に努めています。虐待等権利侵害の可能性があると感じた時は、園長に報告、区役所など関係機関への報告や情報共有などの対応手順が整っています。配慮が必要な家庭には、話しやすい関係を持つよう努め、保護者が話しやすくなるよう援助しています。また、痣やネグレクトの傾向がある場合は、個別に記録を取って状況観察を行っています。行政や児童相談所等の関係機関とは、園長が窓口となり連携を図る手順になっています。「虐待対応マニュアル」を整備していて、職員は個別に確認していますが、マニュアルの周知はこれからの課題と捉えています。</p>	

A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 年間指導計画、月間指導計画などの指導計画や保育日誌などの記録は、振り返りを文章化できる書式になっていて、自己評価は意図とした保育のねらいを達成したか記入しています。さらに、子どもの成長や個々の子どもの意欲、その取り組む姿勢を重視して記録しています。職員は毎月、週毎に指導計画を会議で振り返りを行い、課題や次の目標を話し合い、振り返りを次の計画に繋げています。園長は、各指導計画の評価・反省を確認して、保育の内容を評価するPDCAの体制を整備し、意識の向上に繋げています。職員は常に子どもの特性を捉え、どうしたらより良い保育ができるか、会議だけでなくその場で話し合っています。また、中間総括など定期的にチームで自己評価やチーム活動の評価を共有し、園全体の保育実践の向上に繋げています。保育士等の自己評価を2,3月の会議で話し合い園の自己評価に繋げています。</p>	